



課税価格
(1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額)

	平成26年12月31日までの贈与	平成27年1月1日以後の贈与
贈与者	・ 贈与をした年の1月1日において 65歳以上 の者	・ 贈与をした年の1月1日において 60歳以上 の者
受贈者	・ 贈与をした年の1月1日において 20歳以上の者 ・ 贈与を受けた時において、 <u>贈与者の推定相続人</u>	・ 贈与をした年の1月1日において 20歳以上の者 ・ 贈与を受けた時において、 <u>贈与者の推定相続人及び孫</u>

相続時精算課税

暦年課税

【制度の概要】

- 贈与財産の価額から控除する金額
特別控除額 2,500万円
※ 前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。
- 税率
(特別控除額を超えた部分に対して)
一律20%の税率

【制度の概要】

- 贈与財産の価額から控除する金額
基礎控除額 毎年110万円
※ 課税価格が110万円を超える場合は、申告が必要になります。
- 税率
(基礎控除後の課税価格に対して)
超過累進税率

相続発生

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、**相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算**します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します(控除しきれない金額は還付されます。)

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、**原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。**

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額(贈与時の時価)は加算しなければなりません。